

中学校入学支援金・中学生部活動用具等購入補助金を交付します

☎市 教育総務課 ☎53-5151 FAX 53-5129

中学校入学支援金

入学時に必要な学用品等の購入を支援します。

対象 次の要件すべてに該当する人

- ・令和7年度に市内在住で中学1年生になる子どもの保護者
- ・市税等および学校給食費の滞納が無い
- ・生活保護を受けていない

交付金額

中学1年生の子ども1人に対し6万円

※準要保護者は、中学1年生の子ども1人に対し9万円

受付期間

12月2日(月)～令和7年1月31日(金)

受付場所

教育総務課、山東支所、各市民自治センター、
各行政サービスセンター、
市内各小学校



中学生部活動用具等購入補助金

部活動にかかる用具等の購入を支援します。

対象 次の要件すべてに該当する人

- ・市内在住の中学1年生の保護者、
中学生の子どもがいる就学援助の受給者
または特別支援教育就学奨励費の受給者
- ・市税等および学校給食費の滞納が無い
- ・生活保護を受けていない

交付金額

対象生徒1人につき1万5千円/年(補助率1/2)

※就学援助受給者は、対象生徒1人につき3万円/年(実費)

受付期間

12月23日(月)まで

受付場所

市内各中学校、教育総務課※

※市外中学校へ通学の人のみ



支援金の申請書配布場所 …受付場所で配布

補助金の申請書配布場所 …受付場所で配布のほか山東支所、各市民自治センター、
各行政サービスセンターでも配布します。

市公式ウェブサイト
からもダウンロード
できます。

償却資産の申告は令和7年1月31日(金)までです

☎市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

償却資産を所有している人は、地方税法の規定に基づき、毎年1月1日現在の所有状況を申告してください。

償却資産とは…土地、家屋以外の事業用資産で、減価償却費等
が法人税法または所得税法の規定による必要経費に算入され
るものです。

▼償却資産の例

資産の種類	課税の対象となる資産
構築物	広告塔、敷地内舗装、門扉、緑化施設、フェンス等
建物附属設備	ボイラー、発電機、厨房設備等
機械および装置	土木機械、医療用機械等、太陽光発電設備(10kw以上)等
車両および運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車等
工具・器具および備品	切削工具、娯楽用器具、事務用備品(パソコン)等



以下の場合でも申告が必要です。

- ・農業事業者を含め、事業収益がある場合
- ・個人住宅用の太陽光発電設備で10kw以上を
売電する場合

申告書の提出方法

eLTAXによる電子申告または郵送等で
税務課へ提出してください。

昨年度に申告をした人へ

▶申告に必要な書類を12月中旬に
送付します。

新規に申告が必要な人へ

▶申告書を市公式ウェブサイトから
ダウンロードするか、税務課へご連絡
ください。



国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さんに

『医療費のお知らせ』を発行します

☎市 市民保険課 ☎53-5114 ☎53-5118
 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

医療機関等を受診した医療費総額等を記載した「医療費のお知らせ」を被保険者の皆さんに送付します。

令和6年度からは「医療費のお知らせ」の発行が年2回となります。有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで毎月11日頃に、前々月分までの医療費通知情報が確認できます。

※マイナポータルで確認するには、マイナンバーカードと暗証番号4桁でログインする必要があります。

※e-Tax等で確定申告する際にマイナポータルから取得した医療費通知情報を利用できます。



マイナポータル
はこちら

発送時期等

国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者で送付時期が異なりますのでご注意ください。

国民健康保険医療費通知

第1回目	発送日
	令和6年12月末頃
	記載内容
	令和6年1月～令和6年10月診療分
第2回目	発送日
	令和7年2月末頃
	記載内容
	令和6年11月～令和6年12月診療分

後期高齢者医療保険医療費通知

第1回目	発送日
	令和7年2月上旬頃
	記載内容
	令和6年1月～令和6年10月診療分
第2回目	発送日
	令和7年3月上旬頃
	記載内容
	令和6年11月～令和6年12月診療分



注意点

- ①送付月の前月末日までに国民健康保険被保険者資格を喪失した場合、「医療費のお知らせ」は送付されません。お知らせが必要な場合は、市民保険課までお問い合わせください。
- ②医療費控除の対象となる支出で、「医療費のお知らせ」に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて、「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書等に添付する必要があります。
- ③確定申告をされる際に、第2回目の医療費通知がお手元に届いていない場合がありますので、医療機関等から発行される領収書は大切に保管し、確定申告に利用してください。
- ④医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

「医療費のお知らせ」は、国民健康保険や後期高齢者医療保険の医療費負担の仕組みや健康に関する意識を高めてもらうため送付しています。また、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用できます。

紛失した場合は、再発行ができますので、市民保険課までお問い合わせください。



大型特殊自動車(除雪車)1台を売却します

岡市 契約管財課 ☎53-5166 FAX53-5148



次の公用車を公募型見積合わせ※により売り払います。

※市があらかじめ定めた予定価格(最低売払価格)以上で最も高い価格の見積書を提出した者を買受者として決定する方法

物品番号	物品名	車名	初度登録年月	予定価格
1	大型特殊自動車(除雪車)	三菱キャタピラー	平成10年11月	900,000円

見積書受付期間

12月9日(月)～11日(水) 8時30分～17時

見積書提出方法

契約管財課へ、持参または郵送により提出してください。

※郵送の場合は12月10日(火)必着

※詳しくは、米原市公募型物品売払い要項(令和6年12月実施)

をご確認ください。要項は、契約管財課で配布するほか、

市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



障がい者・高齢者への虐待を防止するため 虐待について知りましょう

岡市 障がい福祉課 ☎53-5123 FAX53-5119

虐待は身近なところで起こりますが、密室性が高く、表面化しにくいという特徴があります。安心して生活が送れるように、周囲や地域で障がい者・高齢者を見守りましょう。また、周囲の方々からの挨拶や励ましの言葉が、障がい者・高齢者や養護者にとって心の支えになります。

これって虐待ですか？

- ・本人が何をされているのか分からない場合があります。
- ・しつけや指導といって、虐待をしている場合があります。
- ・養護者と本人で虐待へのとらえ方が違う場合があります。



身体的虐待

- ・殴る蹴るなどの暴力行為
- ・部屋に閉じ込める
- ・ベッドに縛り付ける

性的虐待

- ・性的暴力
- ・性的行為を強要する
- ・わいせつな言葉を発する
- ・裸にする

経済的虐待

- ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- ・日常生活に必要な金銭を本人に渡さない

放棄・放任

- ・入浴させない
- ・衣服を取り替えない
- ・ゴミが散乱しているなど住環境が悪い

心理的虐待

- ・怒鳴る
- ・侮辱する言葉を浴びせる
- ・話しかけられても無視する
- ・差別的に扱う

高齢者虐待の相談窓口

高齢福祉課 地域包括支援センター

☎53-5120 FAX53-5119

【米原・近江地域】

米原近江地域包括支援センター
(ふくしあ内)

☎51-9014 FAX51-9028

※休日夜間の緊急時は転送対応

【山東・伊吹地域】

山東伊吹地域包括支援センター
(山東支所内)

☎55-8100 FAX55-8130

※休日夜間の緊急時は転送対応

障がい者虐待の相談窓口

米原市障がい者虐待防止センター
(障がい福祉課内)

☎53-5123 FAX53-5119